

第8回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年11月10日（金）午後3時03分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 藏本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員（名）				
推進委員（6名）		河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
		北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため 出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第34号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第36号議案 非農地の現況証明について 第37号議案 農用地利用集積計画の決定について 第38号議案 農用地利用配分計画の策定について 第39号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 2アール未満の農業用施設の届出について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	ただ今より、平成 29 年度 第 8 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただいまの出席委員は、12 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からあいさつをいただきます。
2 議事録署名委員の指名	議長	長谷川会長あいさつ（中略）
	委員	そう致しますと、議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方でご推举させて頂いてよろしゅうございますか。
	議長	《全委員 異議なし》
3 議事 議案第 33 号		それではこちらの方から指名させていただきます。議事録署名委員として 10 番 土海政信委員、そして 12 番 谷岡貞幸委員両名の方、よろしくお願ひ致します。
農地法第 3 条の規定による 許可申請について	事務局	それでは早速議事に入らせていただきます。議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について審議を致します。それでは説明をお願いします。 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 番号 1 諾受人は 旭●●、譲渡人は 龍島●●、土地の所在 大字 野方——、地目は台帳・現況とも 畑、利用状況 畑、面積 3,577 m ² 、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 35 アールです。 番号 2 諾受人は 門田●●、譲渡人は 東京都西多摩郡日の出町●●、土地の所在 大字 長江——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 539 m ² です。贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 138 アールです。 番号 1 については、農地の管理が困難なため、譲受人は認定新規就農者ですが取得してほしいという事で、話がまとまったようです。番号 2 についても、農地の管理が困難なため、耕作者に取得してほしいという事で、話がまとったようです。 以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満

議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による 許可申請について	議長	<p>たしているものと考えます。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑のある方、挙手をもって意見を述べていただきたいと思います。ございませんか。それでは無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、それでは議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、申請どおり認めることと致します。</p>
	事務局	<p>続きまして、議案第 34 号に参ります。「農地法第 4 条の規定による許可申請」について審議を行います。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 3-1 頁と 3-2 頁、及び別添資料 1</p> <p>番号 1 土地の所在 湯梨浜町大字 筒地——、現況地目 畑、転用面積は 2,634 m²、転用計画の用途は植林、申請人 倉吉市●●、立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は 公共投資の無い小規模農地で、許可根拠規定は、代替地なし です。都市計画区分は 区域外で、公共投資 なし です。</p> <p>事業内容は、ヒノキ植栽 300 本、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、隣接農地なし、土地改良事業区域外です。</p> <p>申請地は山林の中の谷間を切り開いた農地で、相続した果樹園を廃園後に畠地として管理して来たが、申請者が高齢化と病気により継続して管理することが困難となつたため、荒廃化を防ぐため植林し山林として管理したいとの意向です。隣接農地の無い谷間のため、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって本申請は、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p>

	議長	説明が終わりました。それでは、本案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。
	山本寿孝委員	現地確認を代表致しまして、山本寿孝委員報告をお願い致します。
	議長	報告させていただきます。今日 1 時 15 分より現地確認を行って参りました。第 4 条の植林申請でございますが、今局長が言われた通りでございまして、付け加えることは何もない状況です。現地を見た限りで、農地の周りは大きな木々に囲まれて大変日照の悪い農地で、一部が梨が植えられていたり、と云う状態でございますが、今説明があった通り止めるという事で木を植えたいと云う事でございます。検討しました結果、許可相当と考えております。以上です。
	河井推進委員	はい、ご苦労様です。それでは説明そして現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。
	議長	聞いてみます。
	河井推進委員	河井推進委員どうぞ聞いてください。
	河井推進委員	これ、申請人がね、倉吉市になっているけれども、これは住所が変わって●●さんの土地になった訳ですね。
	事務局	よろしいですか。
	議長	はいどうぞ。
	事務局	回答させていただきます。元々は筒地の集落に住んでいらっしゃったお父さんが作っていらっしゃったんですけども、息子さんの●●さんはとうに倉吉の方へ転出され生活していましたが、亡くなられて相続したのを機に、住所はそのままで時々実家の方に戻って農地を管理しておられる。そう云う状況でございましたので、そもそも管理自体がしんどい中でおられたけれども、自分も老いて来るし病気がちになるしと云う事で、この申請に至ったものあります。
	河井推進委員	はい了解。
	議長	よろしいですか。その他ございますか。質疑はございますか。それでは無い様でございますので、採決を行います。
		議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」についてでございますが、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。
		《全員賛成》

<p>議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>全員の方でございますので、議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明致します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 4-1 頁から 4-7 頁、及び別添資料 1</p> <p>番号 1 土地の所在 湯梨浜町はわい長瀬—— 外 3 筆、現況地目 田、転用面積は全体で 4,835 m²、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅、建築面積は建物全体の合計で 1,012.86 m²です。譲受人 倉吉市 株式会社●●、譲渡人 はわい長瀬●● 外 2 名、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域でありまして、公共施設・医療施設・教育施設の複数の施設から 500m 以内で、かつ上水道・下水道の管が入っている道路に接している農地と云う事であります。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。</p> <p>事業内容は、一般個人の建売住宅 18 棟、建築面積はそれぞれ 56.27 m²、各 2 台の駐車場、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、羽合土地改良区の意見書は添付してあります。また隣接耕作者の同意書も添付されています。</p> <p>3 方を町道に囲まれた申請地は、盛土高 40~60cm で既設道路面の高さとし、一部 L 字擁壁を設置しますが、L 字擁壁は敷地面より 10cm 上がりで設置し、雨水は造成地内道側溝へ放流する計画です。以上のことから、隣接農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって本申請は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>本案件につきましても、現地に出向いて調査を行っております。代表いたしまして山本寿孝委員、報告をお願い致します。</p> <p>報告致します。住宅を 18 棟建てたいと云う申請でございます。現地に行ってみると大変立派な農地で、転用するのがもったいない様な感じでございますけれども、さっき局長からあった</p>
<p>議長 山本寿孝委員</p>	<p></p>	<p></p>

議案第 36 号 非農地の現況証明について	議長	様に第 3 種。公共施設の関係で第 3 種農地と云う事で、周りに住宅が建っておりますし、これも許可相当と考えております。以上でございます。
	事務局	はい。説明そして報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。本案件につきましては 3,000 m ² を超える案件でございますので、当然県の方で審議会を通る必要があります。どうぞ皆さんの方から質疑がございましたらお願ひします。
	議長	よろしいですか。
	事務局	はいどうぞ。
		一点、補足説明をさせていただきます。18 棟の建設で計画がなされておりますけれども、一番南東部分には公園が設置をされる予定であります。これは都市計画法に基づく公園、緑地帯と云う事で、広さが区画 149 m ² になります。それ位の住宅地の畝まえなんですが、西側の方が平均して 231 m ² が一区画となりますし、東側が大体 215 m ² が一区画と云う事になります。
	議長	はい、質疑はございませんか。無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」でございますが、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。
		《全員賛成》
		全員の方が賛成でございますので、本案件につきましては申請どおり認めることと致します。これを鳥取県知事の方へ進達を致します。
	事務局	続きまして進行いたします。議案第 36 号「非農地の現況証明」について審議を致します。それでは説明をお願いします。
		議案第 36 号「非農地の現況証明」について説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。
<p>資料は 5-1 頁と 5-2 頁、及び別添資料 1 の 2 頁目</p> <p>番号 1 申請人 園●●、土地の所在 大字 園——、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 1,438 m²、同じく 大字 園——、地目は台帳 田、現況 原野、面積は 8.14 m²、同じく 大字 園——、地目は台帳 田、現況 原野、面積は 47 m²</p> <p>20 年以上前から耕作を止め、農地として利用していない状況です。以上であります。</p>		

	議長	はい、この非農地の案件でございますが、これも現地で確認を行っております。それでは現地確認を代表して、山本寿孝委員報告をお願いします。
	山本寿孝委員	はい。現地確認に行って参りました。行ったのは、議案に記載の一番初めの箇所でございます。大変悪い道で、運転に慣れていないと運転しにくい様な道を進んで行きました。現地を見てみますと、20年以上なげてあったという事で大変笹が一面に。笹山になっており、またその上を蔓が絡んでいると云う状態でございまして。ああ云う農地はやはり農地から外しておくべきだと云う事で、許可するべきだと考えております。以上です。
	議長	それでは双方の説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。
	横川委員	はい。
	議長	はい、横川委員どうぞ。
	横川委員	5番横川です。一つお願いしたいんですけど。資料の航空写真を見る限りでは、離れた所に農地らしきものが点在しているんですけど、今回申請がありました場所のこの周りは、耕作されている所はありますでしょうか。隣接した所で、有るか無いかもお願いします。
	議長	はいどうぞ。
	事務局	近接する所の農地は耕作を止めいらっしゃいます。ちなみに図面でですね、印を付けておりますこの申請地のちょっと左上位に、薄い土色みたいに見える所がありますけれども、そこも数年前から廃園にされております。また、この農地の接している農道の行った先ですね。行き止まりの農道ではありますが、末端の所でわずかに果樹なり、ちょっとした雑事畠をしておられる方が一軒だけあります。その他の路線につきましても、ほぼ資料の写真で見える農地しかないと云う様な状況であります。
	横川委員	はい、分かりました。
	議長	その他ございますか。新しい委員の方もありますので、この際にちょっと付け加えて説明させていただきますが。やはりその不良農地。かなり荒れた農地につきましてはですね、やはり農地の縛りから外して行くと云った風な基本的な。そのところは湯梨浜ではやって行きます。いわゆる実態と整合性を合わせて行くと云う風な事で。原状に帰しても農地としての活用は出来ないだろうと云う風な所につきましては、農地から外して行くと云う風なことで、非農地化して行く

議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定 について	山本美代子推進委員	んだと云う風なことの方針を取っております。お分かりいただけましたでしょうかね。もしそう云つた事でご質問がございましたら、良いですよ。山本美代子推進委員どうですか。
	中村委員	特には。
	議長	ちょっと良いですか。
	中村委員	中村委員どうぞ。
	議長	申請者の方に農業委員の方からこう云う問い合わせの様なものはされたんですか。
	事務局	はい、説明してください。
	議長	回答させていただきます。実はこの方、他にもですね、以前に農業委員会で非農地認定をした荒廃した農地がありまして。その通知を出しました際にですね、実は他にも荒れた所があるんですという相談をいただきました。それで航空写真で確認したところ、確かに作っていないという事で。それであれば非農地証明願を出してくださいという事でご案内を差し上げて、この申請に至ったものであります。
	中村委員	はい、良いですか。
	議長	はい。
	事務局	その他ございますか。それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第 36 号「非農地の現況証明」についてでございますが、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。 《全員賛成》 はい、全員の方でございますので、議案第 36 号「非農地の現況証明」につきましては、申請どおり認めることと致します。 続きまして議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。説明をお願いします。 議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 29 年 11 月 15 日を予定しております。 資料は 6-1 頁 6-2 頁 関係戸数は 借り人 3 、貸し人 4 です。利用権の設定期間はご覧の表のとおりです。設定作

議案第 38 号 農用地利用配分計画の策定 について	議長	<p>物等面積は、樹園地として利用が 6,234 m²、普通畠として利用が 641 m²、利用権設定面積率は 0.049%です。各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 3 と 4 は中間管理事業での賃貸借で、次の議案第 38 号で配分計画を審議いただくことになりますけども、10 アール当たりの借賃が大きく異なっていますが、それぞれ地権者の思いがございまして、この様になっています。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、各筆明細をご覧いただきまして皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。それでは少し時間を取ります。</p> <p>よろしいですか。それではご覧いただきましたという事で採決を行います。議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定」でございますが、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案につきましては、原案どおり決定を致します。</p> <p>続きまして、議案第 38 号「農用地利用配分計画の策定」についてお諮り致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 38 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は別添資料 2</p> <p>農用地利用配分計画書の案をご覧ください。配分、権利の設定を受けるものは、認定新規就農者の 旭●●、土地の所在は先ほどの議案第 37 号「農用地利用集積計画」で審議いただきました中の 2 筆です。契約期間は 9 年 2 カ月という事であります。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さんから質疑をお願いします。皆さんから質疑はございますか。質疑はございませんか。無い様でございます。それでは採決を行います。議案第 38 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案どおり認めること、これを良しとする方、挙手をお願い致します。</p>
	事務局	
	議長	

議案第 39 号 農業振興地域整備計画の変更について	事務局	<p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 38 号は原案どおり決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案第 39 号「農業振興地域整備計画の変更について」をお諮りします。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 39 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明します。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は別添資料 3</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 白石——、地目 田、面積は 500 m²、所有者 白石●●、申請者 白石●●、目的は事務所兼用住宅の建設、農地区分は第 1 種農地、集団農地です。集落内の居宅が老朽化し、建替えに当たり条件の良い場所を求めたものです。</p> <p>番号 2 土地の所在 はわい長瀬——、地目 畑、面積は 1,253 m² の内 323 m²、所有者 橋津●●、申請者は孫の 東京都三鷹市●●、目的は一般個人住宅と倉庫の建設、農地区分は第 1 種農地、集団農地です。自宅でデザインの仕事をしながら、将来はブドウ栽培をするため、居宅を建築し U ターンを計画したものです。</p> <p>番号 3 土地の所在 大字 宇野一一、地目 田、面積は 1,396 m² の内 650 m²、同じく大字 宇野——、地目 畑、面積は 835 m²、同じく大字 宇野——、地目 畑、面積は 948 m² の内 30 m²、申請面積は合計で 1,515 m² となります。所有者並びに申請者は 宇野●●、目的は建材補修作業場兼保管庫の建設、農地区分は第 2 種農地、小集団の生産力の低い農地です。国の重要文化財である申請者の居宅修繕にあたり、使用材料の修繕再利用が義務付けられている為に、居宅の隣接地へ作業場・保管庫の建設を計画したものです。国の重要文化財という事で、建材は新しいものをまるまる使うのではなくて、使える物は修理して使いなさいと云う制約があると云う事で、こう云った施設が必要だと云う事でございます。最初に申しあげましたとおり、これはまず最初に、現在が農業振興地域農用地と云う括りになっていますのも、農用地の括りから外すように申請があって、外すにあたっていかがでどうかと云う事で町長から意見を求められているものであります。以上です。</p>
-------------------------------	-----	---

	<p>議長</p> <p>4 報告事項 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。質疑はございますか。1番2番3番一括して質疑を行います。無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第39号「農業振興地域整備計画の変更」につきまして、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第39号は原案どおり認めることと致します。</p> <p>以上をもちまして議事を終結いたします。それでは報告事項に移ります。報告事項は第1号、第2号、第3号とあります。3つありますので一つ一つ行きましょうか。報告事項 第1号「農地転用現況確認状況」について説明をお願いします。</p> <p>報告事項 第1号「農地転用現況確認状況」について説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号1 転用者 田後●●、土地の所在 大字 田後——、地目 田、面積 377 m²、同じく大字 田後——、地目 田、面積 409 m²、転用目的は、店舗兼用住宅、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29.10.11、5月8日に基礎工事が完了したものです。</p> <p>番号2 転用者 野方●●、土地の所在 大字 野方——、地目 畑、面積 82 m²、転用目的は、駐車場、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29.10.19、H27.4.27に埋立・整地工事が完了しており、事務局が指導し現況確認願が提出されたものです。</p> <p>番号3と番号4は、自己所有地の面積が小さいため、隣接農地とを合わせて農業用倉庫兼用住宅を建設したものです。転用者 漆原●●</p> <p>番号3の土地の所在 大字 漆原——、地目 畑、面積 73 m²で、4条の許可</p> <p>番号4の土地の所在 大字 漆原——、地目 畑、面積 188 m²で、5条の許可、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29.10.19、6月26日に基礎工事が完了したものです。</p> <p>番号5 転用者 下浅津●●、土地の所在 大字 下浅津——、地目 畑、面積 331 m²、転用目的は、一般住宅、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29.10.24、6月22日に基礎工事が完了したものです。以上でございます。</p> <p>何れも記載のとおりでございます。従いまして本案件につきましては報告事項でございますの</p>
--	---	--

報告事項 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出について	事務局	<p>で、ご承認をいただき訳でございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。はい、無い様でございますので報告事項第1号はこれで終結いたします。</p> <p>続きまして報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出」について説明をお願いします。</p> <p>報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用（2アール未満の農業用施設）の届出」について説明致します。次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>資料は10-1頁から10-8頁</p> <p>番号1 届出人 はわい長瀬●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目 畑、面積 311 m²、同じく はわい長瀬——、地目 畑、面積 330 m²、菊栽培用の作業所兼農業用倉庫を設置するもので、29.16 m²のコンテナハウスです。経営耕地面積は6アールです。</p> <p>番号2 届出人 上浅津●●、土地の所在 大字 上浅津——、地目 畑、面積 360 m²、農業用倉庫の建築面積は132.49 m²、経営耕地面積は113アールです。</p> <p>参考までに、この土地は農振農用地除外済みですが、仮に農振農用地内であれば、2アール未満であっても、「農業振興地域の整備に関する法律」第15条の2、及び「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第36条の規定により90 m²を超える建築物や工作物は、県知事の許可を受けなければならないと云う事になりますので、この点は覚えておいていただきますようお願い致します。許可が必要ない農業用施設の面積は、農振農用地の場合は90 m²以下まで、農振農用地除外地は200 m²未満、2アール未満と云う事になります。以上であります。</p> <p>2アール未満の農業用施設の届出と云う事でございます。1番2番、こうやって説明していただきました。もちろんこれは報告事項でございますので、ご了解いただきたいと云う風に思います。お尋ねはございますか。はい、無い様でございます。次へ進行致します。</p> <p>報告事項第3号をお願いします。</p> <p>報告事項 第3号「公共事業の施工に伴う農地転用報告」について説明します。次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するもので</p>
報告事項 第3号 公共事業の施工に伴う農地転用報告について	事務局	

		す。 資料は 11-1 頁から 11-4 頁 番号 1 届出人 倉吉市 (有)●●、土地の所在 大字 南谷——、地目は台帳 田、現況 畑、面積 683 m ² の内 342 m ² 、工事の所管課等は附記に記載のとおりで、工期の延長に伴い報告書が提出されたものです。航空写真で、これは南谷の衛生研究所の西側でございます。敷地内の白い建物が報告のあった仮設事務所です。 番号 2 届出人 方地 (有)●●、土地の所在 大字 久見——、地目は台帳 田、現況 畑、面積 1,296 m ² の内 450 m ² 、工事の所管課等は附記に記載のとおりで、転用目的は工事資材置き場で、土砂・材料置場、仮設事務所という事です。以上であります。 報告事項 3 号は以上で終わります。これも報告でございますので、ご了解をお願い致します。皆さんからお尋ねはございますか。念のため。
議長		はい。
中村委員		どうぞ、中村委員。
議長		番号 2 の期間と云うのは、平成 30 年 3 月 15 日で終わると云う事ですかね工事が。
中村委員		はい、説明してください。
議長		恐らくそれで工事が終わると思われます。農地復元期間を含んでの 3 月 15 日ですので、よっぽどの天候不順とか予期せぬ事態が無ければ工期内、3 月 15 日までに農地をきれいにして、工事も済ませて終わると云う事になりますので、恐らくそれまでに新しい道もつくのかなと思います。
事務局		解りました。いや、途中なんか止まっている様な状態でね。放っておるような感じに見受けられたんで。良いです。
中村委員		ちなみに道路の方なんですかね、航空写真でご覧のとおり北側、写真の上側が道がなくなってる。まさにそこに道路をつけて行く話でして。夏前までに水路工事だけ先行して施工していて、これから本格的にと云う事でございます。
事務局		はい、その他にありますか。ありませんか。以上で報告事項を終わります。
議長		それでは 5 番その他に参ります。平成 29 年 12 月定例総会についてお諮りいたします。説明をお願いします。
5 その他		

	事務局	<p>○12月定例総会 12月6日（水）午後3時00分より</p> <p>○農業委員会特別研修大会について 11月11日（土）午後1時00分～午後4時50分予定、 町マイクロバス乗合せ 12：15 役場出発</p> <p>○建議について 11月24日（金） 午後1時30分に町長へ建議を提出</p> <p>○植林転用に関する指針について</p> <p>○農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</p>
6 閉会	議長	<p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p>（閉会 午後4時28分）</p>